五　第一バッフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バッフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつていること。

六　射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バッフル、第三バッフル及び第四バッフルが設けてあること。ただし、立射又は立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行う射撃場（以下「立射専用射撃場」という。）で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バッフルがあるものについては、この限りでない。

七　射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバッフルのほか、別図四に示す要領により、第五バッフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバッフルのほかに別図五に示す要領によつて設けられた第三バッフルがあるものについては、この限りでない。

八　射撃線から標的までの距離が五十メートルを超える射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバッフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バッフル、第七バッフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバッフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バッフル及び第五バッフルがあるものについては、この限りでない。

九　バッフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。

十　バッフルは、両側端が側壁に接するようにできていること。

十一　射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバッフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバッフルの構造

五　第一バツフルは、別図一に示す要領により、射屋の屋根に十センチメートル以上重なるようにできていること。第一バツフルがよろい戸状のものであるときは、別図一に示す要領により、各板が相互に十センチメートル以上重なるようになつていること。

六　射撃線から標的までの距離が二十五メートルの射撃場にあつては、別図二に示す要領により、第二バツフル、第三バツフル及び第四バツフルが設けてあること。ただし、立射若しくは立射における銃口の位置とその銃口の位置を同じくする方法による射撃のみを行なう射撃場（以下「立射専用射撃場」という。）で、別図三に示す要領によつて設けられた第二バツフルがあるものについては、この限りでない。

七　射撃線から標的までの距離が二十五メートルから五十メートルまでの射撃場にあつては、別図一及び二に示すバツフルのほか、別図四に示す要領により、第五バツフルが設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一及び三に示すバツフルのほかに別図五に示す要領によつて設けられた第三バツフルがあるものについては、この限りでない。

八　射撃線から標的までの距離が五十メートルをこえる射撃場にあつては、別図一、二及び四に示すバツフルのほか、その距離に応じ、別図六に示す要領により、第六バツフル、第七バツフル等が設けてあること。ただし、立射専用射撃場で、別図一、三及び五に示すバツフルのほかに別図七に示す要領によつて設けられた第四バツフル及び第五バツフルがあるものについては、この限りでない。

九　バツフルは、別図八に示す材質及び構造のものであること。

十　バツフルは、両側端が側壁に接するようにできていること。

十一　射撃場に、発射弾による危害防止上有効と認められる側堤又はバツフルに相当する特別の設備又は自然の地物があるときは、その射撃場の側堤又はバツフルの構造